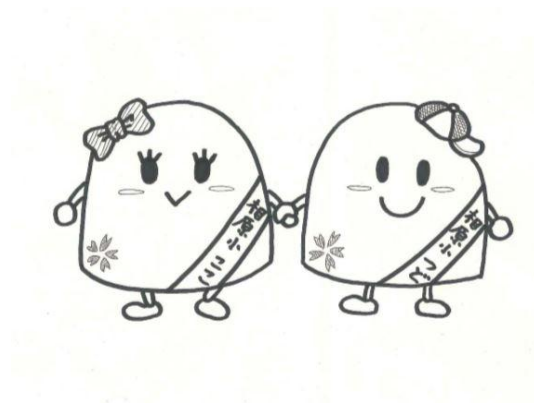


卒業まで  
要保存

# 相原小学校 P T A 規約・規則集



相模原市立相原小学校 P T A

【令和8年度】

# 相模原市立相原小学校PTA規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、相原小学校PTA（以下「会」という。）と称し、事務局を同校内に置く。

(目的)

第2条 会は、相原小学校児童の保護者と教職員が協力し、家庭と学校と社会における児童の健全な育成を図ることを目的とする。

2. 会は、前項の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 良い保護者、良い教職員となるように努める。
- (2) 児童の教育環境をよくする。
- (3) 学校と家庭との緊密な連絡を図る。

(方針)

第3条 会は、次の方針に従って活動する。

- (1) 教育を本旨とする自主的、民主的な団体として、これを運営する。
- (2) 特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とする行為は行わない。
- (3) 前条の目的を達成するために、必要な他の団体や機関と協力する。
- (4) 学校の人事や管理には干渉しない。

(会員)

第4条 会の会員は、本校に在籍する児童の保護者及び本校の教職員とする。

加入・非加入については個人の自由であり、各種届出の提出により、意思確認を行う。

## 第2章 三役・会計監査・委員会委員・顧問

(本部役員)

第5条 会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
  - (2) 副会長3名
  - (3) 書記3名
  - (4) 会計2名
  - (5) 学年委員会、広報委員会の委員長及び副委員長各1名を必要に応じて三役会の決定により置く。
  - (6) 地区長各1名
  - (7) 特別委員会委員長及び副委員長各1名
2. 会長・副会長・書記・会計をまとめて三役とする。また会で役割を持つすべての保護者の総称を役員とする。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会長は、会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその任を代行する。
- (3) 書記は、会の活動並びに議事を記録し、庶務を行う。
- (4) 会計は、会の会計事務を処理し、財産の管理をする。
- (5) 委員長は、委員会を代表し、委員会活動の企画と遂行にあたる。
- (6) 副委員長は、委員長を補佐する。

(7) 地区長は、各地区の保護者を代表し、地区委員長を補佐する。

(会計監査委員)

第7条 会に会計監査委員3名を置く。

2. 会計監査委員は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(委員会委員)

第8条 学年委員会委員、広報委員会委員は、各学年から必要に応じて三役会の決定により置く。

2. 特別委員会委員は、必要に応じて三役会の決定により置く。

(顧問)

第9条 会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は、会長が委嘱し、総会の承認を得る。

(役員等の任期)

第10条 顧問・役員並びに会計監査の任期は、1年とする。

但し、再任を妨げない。

2. 欠員補充によって就任した場合の任期は、前任者の残存期間とする。

3. 三役の任期は、2年とする。

但し、在学中の児童がいれば再任を妨げない。

(役員等の選出)

第11条 三役、会計監査委員及び役員を選出並びに顧問の委嘱は、別に定める。

### 第3章 会議

(会議)

第12条 会の運営は、次によって行う。

- (1) 総会
- (2) 三役会
- (3) 定例会
- (4) 委員会
- (5) その他会議

(総会)

第13条 総会は、会の議決機関とし、全会員をもって構成し、会長が招集する。

原則、書面による審議の上、書面表決にて決議する。

2. 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

3. 定期総会は、毎年1回、5月末日までに開催する。

4. 臨時総会は、三役会が必要と認めた時又は会員の三分の一以上の請求があった時に開催する。

5. 総会は、委任状を含む全会員の二分の一以上の出席（書面出席等を含む）があった時に成立する。

6. 総会の議決は、出席者（書面出席等を含み、以下出席者という）の過半数で決定し、可否同数のときは議長がこれを決定する。

7. 総会の議長は、決議権を持つ出席者の中から選出される。

8. 総会は、次の権限を持つ。

- (1) 事業計画並びに予算の決定
- (2) 会務報告並びに収支決算の承認
- (3) 三役並びに会計監査委員の選出
- (4) 顧問の承認
- (5) 会の規約並びに諸規則の制定及び改廃

(6) その他の重要事項の決定

(三役会)

第14条 三役会は、会の執行機関として、三役並びに学校長をもって構成し、会長が招集する。

2. 三役会は、次の権限を持つ。
  - (1) 総会で決定された事項の処理
  - (2) 会の運営上の必要な事項の企画立案
  - (3) 三役及び会計監査委員の補充選出
  - (4) 役員及び三役経験者の恩典

(定例会)

第15条 定例会は、本部役員並びに学校長をもって構成し、会長が招集する。

2. 定例会の議長は、会長とする。
3. 定例会は、次の事項を審議する。
  - (1) 事業計画の具体化
  - (2) その他の必要事項

(委員会)

第16条 会には、学年委員会、広報委員会を各学年から必要に応じて三役会の決定により置く。  
各学年から選出される委員をもって構成する。地区委員会は、各地区から選出される委員をもって構成する。

2. 前項の委員会のほか必要に応じて特別委員会を置く。
3. 前各項の委員会は、会長の承認を得て委員長が招集する。
4. 委員会は、次の活動を行う。
  - (1) 学年委員会は、各学年・学級間相互理解と研修活動を通じて保護者の友好親睦を図る。
  - (2) 広報委員会は、広報活動を行い、広報を通じて保護者の相互理解を図る。
  - (3) 地区委員会は、児童の校外生活を指導すると共に保護者相互の親睦を図る。
  - (4) 特別委員会は、その目的を達成するための活動をする。

(その他の会議)

第17条 その他の会議は必要に応じ、三役会の決定により開催する。

## 第4章 会計

(会計年度等)

第18条 会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

特別会計は、会の特別の事業を行うため、一般の経費と区分して設置する。

(経費及び会費)

第19条 会の経費は、会費、特別会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

会費は、1世帯当たり年額2,000円を徴収する(4月・5月は250円、他の月は150円とする)。

2. 特別会費は、会費以外に特別に徴収する。
3. 転入等により年度の途中で会員になった場合会員になった月から月額の会費を徴収する。
4. 納入された会費及び特別会費は、返還しない。

(予算)

第20条 会の収支予算は、会計年度毎に総会の議決を得なければならない。

予算は、会の規約及び諸規則の定めに従って執行しなければならない。

(決算)

第21条 会の収支決算は、会計監査を経て総会の承認を得なければならない。

(旅費)

第22条 旅費については、別に定める。

(慶弔金)

第23条 慶弔金の支給については、別に定める。

(会計処理)

第24条 会計処理については、別に定める。

(表彰規則)

第25条 会員、その他の表彰に関しては、別に定める。

## 第5章 個人情報取扱

(個人情報の取扱い)

第26条 本会が個人情報を取扱う場合は、次の通りとする。

- (1) 本会が個人情報を取扱うに当たっては、その利用目的を出来る限り特定するとともに、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱わない。
- (2) 本会が取扱う個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供は行わない。但し、法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときはこの限りでない。
- (3) 本会は、本会が取扱う個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。

## 第6章 規約の改廃

(規約の改廃)

第27条 この規約の改廃は、総会において出席者の三分の二以上の賛成を必要とする。

附則1 この規約は、昭和52年 4月 1日から施行する。

附則2 この規約は、平成 3年 4月 1日 一部改正する。

附則3 この規約は、平成 5年 5月15日から施行する。

2. この規約施行日をもって従前（昭和52年4月1日施行）の規約は廃止する。

附則4 この規約は、平成 7年 5月 6日 一部改正する。

附則5 この規約は、平成10年 5月16日 一部改正する。

附則6 この規約は、平成14年 5月18日 一部改正する。

附則7 この規約は、平成18年 5月13日 一部改正する。

附則8 この規約は、平成19年 5月12日 一部改正する。

附則9 この規約は、平成23年 5月 7日 一部改正する。

附則10 この規約は、令和 3年 5月 8日 一部改正する。

附則11 この規約は、令和 4年 3月 5日 一部改正する。

附則12 この規約は、令和 4年 5月25日 一部改正する。

附則13 この規約は、令和 7年 4月26日 一部改正する。

附則14 この規約は、令和 7年11月17日 一部改正する。

附則15 この規約は、令和 8年 5月 2日 一部改正する。

# 相原小学校 P T A 役員等選考規則

(総則)

第 1 条 相原小学校 P T A 役員等の選考は、この規則の定めるところによる。

(本部役員)

第 2 条 本部役員は、次により選出される。

- (1) 会長は、会員中から選出される。
- (2) 副会長、書記及び会計は、会員中から選出される。  
但し、副会長 1 名及び書記 1 名は、教職員から選出される。
- (3) 委員会委員長及び副委員長は、委員会委員の自薦、他薦、抽選により選出される。  
但し、地区委員長及び副委員長は、地区長の自薦、他薦、抽選により選出される。
- (4) 地区長は、地区ごとにその地域に所属している保護者から選出される。

2. 前項第 1 号及び第 2 号の三役及び会計監査の選出は、選考委員会を設置し、これにより選考する。

(委員会委員)

第 3 条 学年委員会委員、広報委員会委員を置く場合は、必要に応じて三役会の決定により、各学年からそれぞれ選出される。

2. 地区委員会委員は、相原小学校区の次の地区ごとに選出される地区長、地区委員と、登校班ごとに選出される緊急連絡員をもって構成する。

- (1) 二本松自治会 A 地区 (二自 A)
- (2) 二本松自治会 B 地区 (二自 B)
- (3) 二本松 (町) 東地区 (二町東)
- (4) 森の上地区
- (5) 森下地区
- (6) 当麻田地区

3. 教職員は、三役又は各委員会に所属する。

(会計監査委員)

第 4 条 会計監査委員は、会員中から選出される。

会計監査委員の選考は、第 2 条第 2 項の例による。

(三役等選考委員会)

第 5 条 三役等選考委員会は、三役会の決定により構成し、第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の三役並びに第 4 条の会計監査委員の選考を行う。

2. 三役等選考委員会の委員長及び副委員長は、地区長の自薦、他薦、抽選により選出される。

(改廃)

第 6 条 この規則の改廃は、総会において出席者の三分の二以上の賛成を必要とする。

附則 1 この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附則 2 この規則は、平成 4 年 4 月 1 日 一部改正する。

附則 3 この規則は、平成 5 年 5 月 15 日から施行する。

2. この規則施行日をもって従前 (昭和 57 年 4 月 1 日施行) の規約は廃止する。

附則 4 この規則は、平成 7 年 5 月 6 日 一部改正する。

附則 5 この規則は、平成 10 年 5 月 16 日 一部改正する。

附則 6 この規則は、平成 14 年 5 月 18 日 一部改正する。

附則 7 この規則は、令和 4 年 3 月 5 日 一部改正する。

- 附則 8 この規則は、令和 7年 4月 26日 一部改正する。  
附則 9 この規則は、令和 7年 11月 17日 一部改正する。  
附則 10 この規則は、令和 8年 5月 2日 一部改正する。

# 相原小学校PTA会計処理規則

(総則)

第1条 相原小学校PTA（以下「会」という）の会計処理は、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規則は、会の会計及び財務管理の処理を円滑に行うために設ける。

(担当)

第3条 会計事務及び財務管理は、規約第6条第4号の定めるところにより会計を行う。

(財産)

第4条 会の財産は、什器、備品及び預金、現金等をいう。

2. 財産は、台帳によって整理し、会計が管理する。

(帳簿)

第5条 会の会計処理には、次の帳簿を常備してこれを整理する。

- (1) 元帳
- (2) 会計納入簿
- (3) 金銭出納帳
- (4) 固定資産台帳
- (5) その他必要な帳簿

(処理)

第6条 会計に関する収支は、会計伝票によって処理を行う。

2. 会計伝票は、収支が正当、正確であることを証明する次の書類によって作成する。

- (1) 入金証明書
- (2) 領収書
- (3) 支払証明書

3. 会計帳簿への記載は、会計伝票により行う。

(書類の保管期間)

第7条 会計に関する書類の保管期間は6年とする。

(予算)

第8条 会の収支は、全て会計年度内に処理する。

2. 予算は、総会の決定を必要とし、三役会がこれを執行する。
3. 予算項目は、会計年度毎に三役会において決定する。
4. 予算項目間の流用等は、三役会で決定する。

(決算)

第9条 会の収支は、会計年度毎に決算を行う。

(監査)

第10条 会計監査は、会計年度末に会の財産、諸帳簿、収支、預金及び現金などの会計処理について行う。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、総会において出席者の三分の二以上の賛成を必要とする。

附則1 この規則は、昭和57年 4月 1日から施行する。

附則2 この規則は、平成 5年 5月15日から施行する。

2. この規則施行の日をもって従前（昭和57年4月1日施行）の規則は廃止する。

附則3 この規則は、令和 7年11月17日 一部改正する。

# 相原小学校PTA旅費規則

(総則)

第1条 相原小学校PTA会員が会務のため学区外に出張するときの旅費の支給は、この規則の定めるところによる。

(旅費の種類)

第2条 この規則の旅費とは、次のものをいう。

- (1) 交通費 ----- 交通運賃・賃金
- (2) 日 当 ----- 当日の行動手当
- (3) 宿泊費 ----- 宿泊料金

(交通費)

第3条 交通費は、合理的な経路での最低の実費を支給する。

(日当)

第4条 日当は、次の通りとする。

- (1) 午前のみ（午後1時までに帰着）の場合 ----- 300円
- (2) 午後のみ（午後6時までに帰着）の場合 ----- 300円
- (3) 夜間のみの場合 ----- 300円
- (4) 以上の各項にわたる場合 ----- それぞれの合計額
- (5) 宿泊を伴う場合（車中泊又は船中泊含む） ----- 1日につき1000円
- (6) 事務連絡程度の場合は、該当しないものとする。

(宿泊料)

第5条 宿泊料は、実費を支給する。

(併給調整)

第6条 相原小学校PTA以外から旅費が支給される場合には、重複してこれを支給しない。

- 2. 前項の支給される旅費が、この規則に定める額に達しない場合は、その差額を支給する。

(請求)

第7条 旅費の請求は、所定の用紙に記入、押印の上、会計に提出する。

- 2. 宿泊料は、領収書又は会長の支払証明書の添付を必要とする。

(例外)

第8条 この規則による旅費の支給が適当でないと三役会が認めるときは、減額又は増額して支給することができる。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、総会において、出席者の三分の二以上の賛成を必要とする。

附則1 この規則は、昭和57年 4月 1日から施行する。

附則2 この規則は、平成 5年 5月15日から施行する。

- 2. この規則施行の日をもって従前（昭和57年4月1日施行）の規則は廃止する。

附則3 この規約は、令和 7年11月17日 一部改正する。

# 相原小学校PTA慶弔金規則

(総則)

第1条 相原小学校PTAの慶弔金の支給は、この規則の定めるところによる。

(慶弔金の種類)

第2条 この規則の慶弔金は、次のものをいう。

- (1) 餞別金
- (2) 香典
- (3) その他

(餞別金)

第3条 餞別金は、教職員の退職及び転出に際し、1人につき3,000円相当の品を贈呈する。

(香典)

第4条 香典は、会員及び会員の子(本校に在籍する児童)に際し、次のとおり支給する。

- (1) 会員 ----- 10,000円
- (2) 会員の子----- 5,000円

(その他)

第5条 その他、必要に応じて三役会で決定し、支給する。

(範囲)

第6条 前条の適用範囲や細目については、三役会で決定する。

(例外)

第7条 この規則による慶弔金の支給が適当でないと三役会が認めるときは、慶弔金を支給しないことができる。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、総会において、出席者の三分の二以上の賛成を必要とする。

附則1 この規則は、昭和57年 4月 1日から施行する。

附則2 この規則は、平成 5年 5月15日から施行する。

2. この規則施行の日をもって従前(昭和57年4月1日施行)の規則は廃止する。

附則3 この規則は、平成14年 5月18日 一部改正する。

附則4 この規則は、令和 7年11月17日 一部改正する。

附則5 この規約は、令和 8年 5月 2日 一部改正する。

## 相原小学校PTA表彰規則

(総則)

第1条 相原小学校PTA（以下「会」という）において、功労のあった個人及び団体に対する表彰並びに感謝は、この規則の定めるところによる。

(表彰状及び感謝状)

第2条 会の目的達成のために、特に功労のあったと認められる個人及び団体に対して、表彰状又は感謝状を贈呈する。

(記念品)

第3条 会は、表彰状並びに感謝状の被贈呈者に対し、記念品又は記念品相当額を贈呈することができる。

(選考)

第4条 前各条の被贈呈者の選考や細目については、三役会で決定する。

(具申)

第5条 会及び会員の表彰又は感謝を具申する場合は、三役会で決定する。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、総会において、出席者の三分の二以上の賛成を必要とする。

附則1 この規則は、昭和52年 4月 1日から施行する。

附則2 この規則は、平成 5年 5月15日から施行する。

2. この規則施行の日をもって従前（昭和52年4月1日施行）の規則は廃止する。

附則3 この規則は、令和 7年11月17日 一部改正する。

## 地区委員会地区長および地区委員選出規則

- 第1条 この規則は、相模原市立相原小学校に在籍する児童を持つ、6地区のPTA地区長及び、地区委員を選出するものである。
- 第2条 6地区は、二自A、二自B、二町東、森の上、森下、当麻田とし、地区ごとに地区長、地区長次点各1名、地区委員、地区委員次点各2～4名。各登校班に1名の緊急連絡員で構成する。
- 第3条
- (1) 地区長候補、地区長次点候補には、原則として相原小学校に在籍する、新4年生以上の児童を持つ地区内の全保護者が対象となるが、最高学年の保護者を最優先とする。但し、本人が希望する場合は、例外とする。
  - (2) 地区委員候補、地区委員次点候補には、班により編成されたグループの内で在籍する新4年生以上の児童を持つ全保護者が対象となる。
- 第4条
- (1) 三役、会計監査及び、地区長の経験世帯は、全ての地区の地区長、地区委員候補から免除される。
  - (2) 学年委員長、学年副委員長、広報委員長、広報副委員長の経験世帯は、全ての地区の地区長候補から免除されるが、地区委員候補からは免除されない。
  - (3) 地区委員経験世帯は、全ての地区の地区委員候補から免除されるが、地区長候補からは免除されない。
  - (4) 地区長と地区委員は、同一家族より同時に選出されない。
  - (5) 地域役員等により、免除を希望する場合は、各地区の事情により、協議によって決定する。
2. (1)～(3)について、止むを得ない場合や本人が希望する場合は、例外とする。
- 第5条 地区長選出にあたり、地区長より招集があった場合、新4年生以上の児童を持つ全保護者は指定の場所に集合する。
- 第6条 地区役員選出会議に欠席する場合は、地区委員長宛に委任状にて申請する。委任状の提出がない場合は、地区委員長に一任したものとし、免除の対象ではない保護者は抽選の対象とする。
- 第7条 地区ごとに、地区長、地区長次点は、各1名選出され、地区委員、地区委員次点は、1～4班のうち各1名選出されるが、その方法は、地区の事情を考慮しながら自薦、他薦、抽選により選出される。
- 第8条 この規則の地区における補則内容の変更が必要となった場合、地区委員長に相談の上、地区長が対象となる班の保護者に提案し、対象となる班の保護者の三分の二以上の賛成により作成する。  
補則文書を作成、改正した場合、地区委員長に報告する。
- 第9条 この規則の改廃は、請求があった場合、全地区長で協議の上、総会において出席者の三分の二以上の賛成をもって改廃する。
- 附則1 この規則は、平成17年11月、相原小学校全保護者の三分の二以上の賛成により、成立した。
2. この規則の成立により、各地区の旧選出規則は廃止する。
  3. この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附則 2 この規則は、令和 4 年 1 0 月 2 6 日、相原小学校全保護者の三分の二以上の賛成により、一部改正する。改正後の規則は、令和 4 年 1 0 月 2 6 日から施行する。

2. 従前（令和 4 年度まで）の本部役員経験世帯は、改正前の第 4 条が適用されるものとする。

附則 3 この規則は、令和 7 年 1 1 月 1 7 日 一部改正する。

附則 4 この規則は、令和 8 年 5 月 2 日 一部改正する。